

# 吉見小学校いじめ防止基本方針

下関市立吉見小学校

「いじめ防止対策推進法」第8条より「保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある」ことから、本校は以下のいじめ防止についての基本方針を定めた。

## 1 校内体制の確立

学校管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行い、環境の醸成に取り組む必要がある。

### ① 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・ 本組織を、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応など、組織的な対応を行うための中核組織として常設する。
- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーやSSW等の外部専門家を活用する。
- ・ 本組織の存在及び活動が、児童生徒・保護者に容易に認識される取組を行うように努める。
- ・ 本校の学校運営協議会の会長、PTA会長も委員として参加していただく。

### ② 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・ いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- ・ 全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- ・ 個々の児童の特性を踏まえた具体的な取組について全教職員で共通理解し、支援体制を構築する。
- ・ 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する。
- ・ 「いじめ防止対策委員会」が、単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に機能できるようにする。

### ③ 教職員が児童生徒と向き合うことができる体制の整備

- ・ 学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

### ④ 教職員評価による評価・検証・改善

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け積極的に評価することで、教職員の資質向上を図っていく。

### ⑤ 教育委員会への報告・相談

- ・ 生徒指導主任、管理職が各学級の状況を的確に把握しておく。
- ・ 定期報告 … 毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
- ・ 臨時報告 … 「重大事態に類する事案」を認知した場合は、直ちに報告する。

## 2 家庭、地域、関係機関等との連携

### ① PTA総会やコミュニティ・スクールとの連携

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の内容(いじめの定義、「いじめ防止対策委員会」の存在やその活動、発生時の学校の対応、相談窓口等)について、PTA総会やコミュニティ・スクール運営協議会、学校ホームページや学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ周知する。
- ・ 家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む。
- ・ 教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、GA、CA、関係機関等と連携して対応する。

## 3 未然防止の取組

### ① 「心の教育」の充実・・・「下関市いのちの日」の取組等

- ・ 道徳や学級活動、「下関市いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・ 授業や学校行事にAFPYを取り入れ人間関係作りにおける人とかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育てる。

### ② いじめを許さない学校・学級づくり・・・環境整備

- ・ 児童にどんな行為がいじめにあたるかを理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・ 常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや落下物や掲示物の乱れがないよう気を配る。
- ・ 加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした対応をする。
- ・ いじめを吉見小で絶対に起こさないという合い言葉を各学級でいつも話題に出し、みんなで楽しい学級を作ろうとする気持ちを醸成させる。

### ③ 児童生徒の主体的な活動の充実・・・運営委員会、学校行事等

- ・ 代表委員会活動や学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等も含め、自分たちの学校をより良くしていこうとする態度を養う。

### ④ 日常的な実態把握、かかわり・・・児童との信頼関係の構築

- ・ 児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子どもとかかわり、信頼関係を築く。
- ・ 児童が何でも言いやすい教職員となるよう、温かい指導ができるようにする。

### ⑤ 保護者や地域住民との信頼関係の構築・・・学校だよりや地区行事への積極的な参加

- ・ 学校だよりや「きらめきネットコム」、コミュニティ・スクール運営協議会、ホームページ、地区の集会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

### ⑥ 中学校区での取組

- ・ 吉見中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・ 吉見中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。
- ・ 小中連携、小小連携を組織的に取り組み、学年・学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を小中学校善職員が協働して取り組む体制を作る。

#### 4 早期発見の取組(把握しにくいいじめへの対応)

##### ① 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・ 「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもち、行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が適切な対応及び指導を行う。
- ・ 担任は少なくとも学級の一人ひとりに1日1回以上話しかける。また、全校児童の担任という意識を持ち、廊下や運動場等ですれ違う児童の様子も観察し、異変を感じたら躊躇無く声をかける。

##### ② 日記や連絡帳等からの情報収集

##### ③ いじめアンケートの実施(児童生徒:毎週)

- ・ 週1回のアンケート調査を確実にいき、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。

##### ④ いじめ相談箱の設置

- ・ 校務分掌でいじめ担当を位置づけ、いじめに対してしっかり目を配る。

##### ⑤ 教育相談の充実

- ・ 教育相談週間を学期毎に設定する。スクールカウンセラーを活用し、気になる児童について教育相談を行う。

##### ⑥ 悩みごと等の相談機関の周知

- ・ 児童や保護者に学校以外でも相談できる機関があることを知らせる。

##### ⑦ 見守り隊、補導員、保護者からの情報収集

- ・ 教頭が見守り隊会員に日頃から、登下校中の児童の様子について情報交換をし、気になる情報があった場合は生徒指導主任等が会員宅を訪問、電話連絡等で情報を得る。
- ・ 校外補導担当者が補導の際に他の補導員から児童の放課後等の様子についての情報を収集する。
- ・ 学級懇談等の機会を利用して学校外での児童の情報を収集する。

#### 5 解決に向けた取組

##### 本校の基本スタンス

- ① いじめは絶対にあってはいけない
- ② いじめをした者には必ず謝罪し、反省させる。
- ③ 安心して被害児童が登校できるようにする

- ① 初期対応・・・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有  
関係児童への聞き取り、被害児童のフォロー、「いじめ防止対策委員会」  
の招集、関係機関等への支援要請(必要に応じて)
- ・ 管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。  
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)
  - ・ 被害にあった児童やその保護者に対し、誠意をもって対応し、解決に向けての取組を  
全校体制で間髪を入れずに行う。
- ア 対応チームの結成
- ・ 管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。
- イ 関係児童への聞き取り
- ・ 関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き  
取りを行う。
- ウ いじめ防止対策委員会の開催
- ・ 校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容(不明確なことがあれば  
再度聞き取り)をもとに、以下のことを協議する。
    - a 被害児童とその保護者への対応
    - b 加害児童とその保護者への対応
    - c 他の児童及び保護者への対応
    - d 関係機関等への支援要請(必要に応じて)
    - e 別室指導や出席停止等の措置の検討(必要に応じて)
- エ 対応上の注意
- ・ 被害児童には、まず全職員が支えていることを示し、心の安定を心がける。
  - ・ 被害児童の保護者には、学校として謝罪し、いじめに対して断固たる姿勢で臨むこ  
とを伝えるとともに、保護者の思いをしっかりと聴く。
  - ・ 加害児童には、いじめについて深く振りかえさせることを重点に置き、しっかりと反省  
をさせる。
  - ・ 加害児童の保護者に対し、保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児  
童生徒の指導や支援について、共に考える。(加害児童生徒への非難は避ける)
  - ・ 加害児童に対して、今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動につ  
いて話し合い、加害児童への成長支援につながる指導を行う。
  - ・ 被害児童の保護者の要望を聞きながら、臨時保護者会の開催について市教委とと  
もに打合せをする。
  - ・ 他の児童に対して、「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級  
全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
  - ・ 関係機関ともいじめの対応についての進捗を説明し、必要に応じて支援の要請を  
行う。
- ② 中期・長期対応
- ア 当該児童の見守りと継続的な指導
- ・ 表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する場合がある  
ことから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
  - ・ 当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、定期  
的に家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。
  - ・ 担任だけに任せるのではなく、管理職も当該児童に声かけを行ったり、授業や休  
み時間の様子を観察する。
  - ・ 発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を  
強化する。

- ・ いじめ防止対策委員会を開き、これまでの取組について客観的な意見をいただく。
- イ 対応上の課題分析と指導体制の強化
- ウ 進級・進学に伴う引き継ぎ
- エ 学校運営協議会への報告と支援要請

## 6 インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応

- ① 未然防止・・・情報モラル教育の充実、家庭・地域への啓発活動
  - ・ 保護者や教職員対象の研修会を毎年1回以上行い、情報を更新する。
  - ・ 児童の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。
- ② 初期対応・・・SNS等の書き込み内容、メール文などの確認と記録
  - ・ 担任による聞き取り調査や家庭からの情報のやりとりを密にし、初期対応を的確に行い、被害の拡大を防ぐ。
- ③ 被害拡大の防止・・・掲示板管理者への削除依頼
  - ・ プロバイダーに削除依頼をすると共に、市教委や関係機関とともに迅速な対応をとる。
- ④ 関係機関との連携・・・悪質な事案は警察と連携し、早期解決を図る
  - ・ 警察との連携を密にし、早期解決を図る。
- ⑤ 上記 「5 解決に向けた取組」に掲げた手順で被害児童、被害児童の保護者、加害児童等の対応をする。

